

八丈町農業委員会

第2回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和4年5月25日(水)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和4年5月25日(水) 9:00~10:30

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：14名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	磯崎 正
会長職務代理者	13	伊勢崎 武二	〃	7	浅沼 博之
委員	1	磯崎 典雄	〃	8	浅沼 實
〃	2	奥山 利平	〃	9	菊池 寛
〃	3	加藤 純生	〃	10	菊池 みゆき
〃	4	菊池 勝男	〃	11	金田 可奈利
〃	5	青木 保憲	〃	12	菊池 家司

4. 農業委員欠席：0名

5. 農地利用最適化推進委員出席：7名

委員	1	浅沼 隆章	委員	5	菊池 睦男
〃	2	持丸 元一	〃	6	奥山 光洋
〃	3	笹本 守彦	〃	7	金田 秀彦
〃	4	浅沼 幸友			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：0名

7. 会議録署名委員の指名：5番 青木 保憲委員、6番 磯崎 正委員

8. 議事

会議日程

- 1) 会長活動報告
- 2) 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 4) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）
- 5) 議案第3号 非農地証明願出書の承認について
- 6) 議案第4号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について
- 7) 議案第5号 八丈町農業振興地域整備計画案の意見について

9. 出席事務局職員：事務局長 大川 和彦、事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 笹本 大祐、
事務局 坂井 俊介、小宮山 優

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：5名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 河村 徹
八丈支庁産業課農務担当 主事 大道 紀子
島しょ農林水産総合センター八丈事業所長 堀井 善弘
島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 菊池 知古
島しょ農林水産総合センター 主任普及指導員 平塚 徹也

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

議長 それでは時間となりましたので第2回総会を開催いたします。
まずはじめに、今年度より島しょ農林水産総合センター八丈事業所長が新しくなり、本
日出席いただいておりますので、ご挨拶いただきたいと思います。
《島しょ農林水産総合センター八丈事業所 堀井 善弘所長 自己紹介》

議長 本日の会議録署名委員ですが、5番委員・6番委員お願いします。
次に会長活動報告を行います。

会長 <会長活動報告>

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議案に移って参ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局より説明願
います。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和4年5月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝
番号1① 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農地区分 農振内、
面積 2,326㎡、
番号1② 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農地区分 農用内、
面積 121㎡

番号1③ 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 698㎡、3筆合計 3,145㎡、権利種別 3条無償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は自身が島外にあり、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 野菜・イモ類・ロベレニー

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

最後に許可要件について説明します。

番号1の●●●●さんについては、現在会社員であります。農地については、番号1①と番号1②農地は現在ロベが植えられており、番号1③農地は野菜・イモ類を栽培していく計画となっています。取得後は野菜・イモ類・ロベを奥さまと協力して栽培していくとのことで、全部効率利用・常時従事については問題ありません。下限面積についても、経営面積が1アールを超えている為、問題ありません。地域との調和についても周囲の方と話し、調和した農業を行っていききたいということです。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、7番推進委員お願いします。

推委7番 事務局の説明どおり、①、②農地についてはロベが、③農地については野菜類が植えられております。なお、譲受人の●●●●さんについて、住所は三根地区となっておりますが、今回の農地取得と同時に③農地の横の土地にある家に引っ越すとのことです。特に問題ないかと思われるので、よろしくお願いします

議長 続いて、番号1農地について、11番農業委員お願いします。

農委11番 推進委員、事務局と現地確認を行いました。推進委員からも説明があったとおり、問題ないかと思われますので、よろしくお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。…無いようでしたら第1号議案を許可相当と決めるにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号については許可することと決しました。

議長 続いて、議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）を上程いたします。事務局説明願います。

事務局 議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和4年5月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、面積 671㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 一般社団法人東京都農業会議 会長 青山 侑

利用目的 里芋・オクラ、期間 5年間、賃借料は無償となります。

番号2 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農振外、面積 5,770㎡、内容は更新となります。

利用権を設定する者 被相続人 ●●●●、相続人代表 ●●●●

利用権設定を受ける者 農事組合法人 ●●●●

利用目的 サツマイモ・シェフレラ、期間 5年間、賃借料は無償となります。

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2農地説明】

最後に確認事項ですが、

番号1の一般社団法人東京都農業会議は中間管理機構であり農地所有適格法人ですので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。

次に番号2の農事組合法人●●●●については、農地所有適格法人に認定されていますので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。更新後、農地については、引き続きサツマイモとシェフレラを栽培していく計画となっています。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、1番推進委員願います。

推委1番 農業委員、事務局と現地確認したところ、農地はきれいに整備されておりました。問題ないかと思われしますので、よろしく願います。

議長 続いて、番号1農地について、8番農業委員お願いします。

農委8番 推進委員、事務局と一緒に現地確認を行いました。推進委員から説明がありましたように、農地についてはきれいに整備されており、中間管理事業を利用した利用権設定という事ですので問題ないと思われます。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号2農地について、7番推進委員お願いします。

推委7番 農地についてはきれいに整備されており、利用権設定の更新という事で問題ないかと思われる。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号2農地について、11番農業委員お願いします。

農委11番 推進委員、事務局と現地確認を行い、農地はきれいに整備されておりました。利用権設定の更新ですので問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。
…無いようでしたら第2号議案を承認することにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第2号については承認といたします。

議長 続いて、議案第3号非農地証明願出書の承認について上程いたします。事務局説明願います。

事務局 議案第3号 非農地証明願出書の承認について

下記の所有者より非農地証明願出がありましたので、意見を求める。

令和4年5月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1① 農地の所在 大字●●●●、登記 畑、現況 山林、農振区分 農振外、
面積 641㎡

番号1② 農地の所在 大字●●●●、登記 畑、現況 山林、農振区分 農振外、
面積 1,337㎡、2筆合計 1,978㎡

内容としたしましては非農地証明願出の提出によるものとなります。

所有者氏名 ●●●●

非農地の事由としましては、対象地は現在、山林化してしまっている状況で、規模を踏まえても今後畑として活用する見込みは低い状況にある為、今回非農地証明を願い出ることとした。

非農地取扱区分は山林化によるものであります。

番号2① 農地の所在 大字●●●●、登記 畑、現況 山林、農振区分 農振内、
面積 275㎡

続いて番号2② 農地の所在 大字●●●●、登記・現況 山林、農振区分 農振内、
面積 902㎡、2筆合計 1,177㎡

内容としたしましては、こちらも非農地証明願出の提出によるものとなります。

所有者氏名 ●●●●

非農地の事由としましては、対象地は二十年以上前から、山林化してしまっている状況で、規模を踏まえても今後畑として活用する見込みは低い状況にある為、今回非農地証明を願出することとした。非農地取扱区分は山林化によるものであります。

これまでですと、本日の審議結果をもって東京都に同意を求め協議していただき、来月総会の議案にて最終決定とするところですが、昨年法改正があり、山林化による非農地の願出については、東京都の同意がなくても、農業委員会の非農地証明書を発行することができることとなりましたこと、ご報告させていただきます。

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2農地説明】

今回の農地については、農業委員及び推進委員・事務局で現地調査を行いました。先ほど説明でも述べたとおり、いずれの農地も現在は山林化しており、周辺的环境を考えても、今後利用は困難な状況であり、非農地としても問題はないと思われます。

それでは、ご意見をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、1番推進委員お願いします。

推委1番 ①農地については石が多く、今後耕作していくのは難しいと思われます。②農地については、しばらく耕作されていない為、山林化が進んでおります。①、②農地ともに非農地としても問題ないと思われます。

議長 続いて、番号1農地について、8番農業委員お願いします。

農委8番 推進委員、事務局と現地確認を行いました。推進委員から説明があったように、①、②農地とも山林化し、耕作するのが難しい状況であるので、非農地としても問題ないと思われます。

議長 続いて、番号2農地について、7番推進委員お願いします。

推委7番 ①農地については、法面の上であり、農地まで行きつく道までもが山林化により通れない状況

です。②農地においても法面の上であり、①、②農地とも重機が入れず、耕作も難しいと思いますので、非農地としても問題ないと思われます。

議長 続いて、番号2農地について、11番農業委員お願いします。

農委11番 推進委員からの説明どおり、重機が入れないので、耕作は難しいと思います。ですので、非農地としても問題ないと思われます

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。
…無いようでしたら第3号議案を承認することにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第3号については承認といたします。

議長 続いて、議案第4号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局 議案第4号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について、上記議案を提出する。
令和4年5月25日 八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝
別紙のとおり、本件については、農林水産省経営局長からの通達により、農業委員会の適正な事務実施を行うことを目的として、毎年、活動計画を定め、その点検評価を行うこととしているために提出する。
前回総会の協議第1号にて令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定についての案を決定いたしました。
この案を、町ホームページにて5月2日から20日までの期間掲載し、町民方の意見と要望の募集を行いました。意見と要望はありませんでしたので、別紙本案を最終的な決定としたいため審議願います。
また、農業委員会等に関する法律の第37条（情報の公表）にて、農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。とあります。
農林水産省経営局通知「農業委員会事務の実施状況等の公表について」より、活動の点検・評価及び活動計画については、市町村のホームページ等で6月30日までに公表することが適当となっておりますので、6月1日から、この令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画を町ホームページにて公表します。

議長 説明が終わりました。議案第4号について、なにかご意見やご質問等がございますか。
…無いようでしたら第4号議案を決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》
異議なしと認め、議案第4号については原案どおり決定することに決めます。

議長 続いて、議案第5号 八丈町農業振興地域整備計画案の意見について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 八丈町農業振興地域整備案の意見について事務局より説明いたします。
申請地 大字●●●●、所有者 ●●●●、地目 畑、面積122㎡
除外申請理由については、申請地は現在、防火水槽用地として利用しています。今後も防火水槽を継続して設置予定となっており、農用地として使用予定はないため、農用地区域の除外を行いたいと申請がありました。
申請地の場所についてですが、資料をめくっていただいて資料2ページに案内図、4ページに詳細図、5ページ目に配置図が綴っていますのでご確認ください。
農振農用地の除外にあたり、農業委員会、農協、農業振興地域協議会の各委員の方より意見をいただくことになっています。本総会においては、農業委員会のご意見をいただければと思います。

議長 事務局からの説明が終わりました。ご意見とご質問をお受けいたしますが、いかがでしょうか。
…無いようでしたら議案第5号を承認することにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第5号については承認することに決しました。